芦屋市分別収集計画

（第１１期）

令和７年８月

芦　　屋　　市

芦屋市分別収集計画

1　計画策定の意義

近年、日本国内でも、温暖化が原因と考えられる猛暑や豪雨などによる大規模災害の発生等、気候変動問題は、私たち一人ひとりにとって避けることのできない問題となっています。

地球全体をみても、環境問題だけでなく、大量生産・大量消費型の社会経済活動による資源枯渇も喫緊の課題となっています。

その対策として一般廃棄物処理基本計画を定め環境意識を醸成し、一人ひとりがごみに対して意識することによる、分別の促進及び燃やすごみの減量を目指しています。

本計画はこのような状況を踏まえて、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第８条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で策定した計画です。

ごみは生活するにおいて必ず出てくるものです。誰もが出すものです。ごみの出ない生活はありません。一人ひとりが意識することで、ごみが減り、資源は再利用されます。一人でも多くの市民がごみのことを自分ごとと捉えるその積み重ねが、地球環境や資源の枯渇を救います。

未来を担う世代に、より良い環境を残すため、一般廃棄物処理基本計画に加え本計画を策定し、ごみの減量、資源化を推進し持続可能な社会を目指します。

2　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1)　市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うため、令和４年３月に改訂した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」に基づいたごみの減量化・再資源化に関する取組を盛り込んだ分別収集計画とする。

(2)　市民一人ひとりの生活の中で、ごみを減らすことが必要であるため、ごみの分別に関すること、再資源化物の流れ、再生品の種別及びその利用促進など、総合的に啓発することにより、循環型社会の実現を目指した分別収集計画とする。

(3)　本市の分別・収集頻度は毎年策定する「芦屋市一般廃棄物処理実施計画」に基づいており、同計画の分別内容を基にした分別収集計画とする。

(4)　昭和５６年度から実施している再生資源集団回収事業は、自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で取り組まれ、広く市民に定着しているため、本計画に組み入れる。

(5)　市内民間店舗による店頭のＢＯＸ等による分別収集についても、広く市民に定着しているため、兵庫県を通して把握できる量を本計画に取り入れる。

(6)　プラスチックの分別については、計画策定時点で分別収集の始期が未定であるため、プラスチック製容器包装は収集しないものとして本計画を策定する。

3　計画期間

本計画の計画期間は令和８年４月を始期とする５年間とし、令和１０年度に見直す。

4　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第８条第２項第１号）　（ｔ）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	4,168.0	4,145.3	4,100.9	4,055.5	4,011.0

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み内訳

（ｔ）

容器包装廃棄物項目		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
缶類	スチール製容器	139.9	133.8	127.2	120.9	114.9
	アルミ製容器	99.5	100.7	101.5	102.1	102.8
	小　　計	239.4	234.5	228.7	223	217.7
ビン類	無色のガラス製容器	160.5	155.5	149.9	144.4	139.1
	茶色のガラス製容器	86.9	84.3	81.2	78.2	75.4
	その他のガラス製容器	234.3	227.0	218.8	210.8	203.1
	小　　計	481.7	466.8	449.9	433.4	417.6
飲料用紙パック容器		167.3	165.4	162.7	160.0	157.2
段ボール		1,313.1	1,312.3	1,304.4	1,295.8	1,287.3
その他紙製容器包装		474.5	474.2	471.3	468.2	465.1
ペットボトル		354.4	355.0	353.6	352.1	350.6
その他プラスチック製容器	白色トレイ	18.9	18.9	18.8	18.7	18.6
	その他のプラスチック製容器包装	2328.2	2325.8	2310.8	2294.8	2278.8
	小　　計	1,137.9	1,137.2	1,130.3	1,122.9	1,115.5
合　　計		**4,168.0**	**4,145.3**	**4,100.9**	**4,055.5**	**4,011.0**

6　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。また、「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」では、ごみの減量化・再資源化の推進とその活動について協議をする。

(1)　日常における環境意識の醸成

施策例

・紙ごみの資源化

・環境教育の充実

・リサイクルイベントの実施　等

燃やすごみに含まれる紙類の割合が多いため、広報あしや、ホームページ、ＳＮＳといった多様な媒体、出前講座や環境処理センター見学会など様々な機会を通じて、ごみの減量化・再資源化の啓発を行う。

さらに、子どもの頃から、ごみの減量化・再資源化についての関心を高めるため、市内の小・中学生を対象にポスターの募集や希望する小学校への環境教育出前授業を実施するほか、多様な世代に対してリユースやアップサイクルから３Ｒについての意識を醸成するため、本・古着の交換会事業の更なる展開を図る。

また、プラスチックごみ削減に関する取組についても積極的に発信する。

(2)　市民参画・協働の推進

施策例

・リサイクルの推進（再生資源集団回収の活性化）

・ごみに関するワークショップ　等

地域の再生資源集団回収については、活性化を目的に、市のＨＰ等で団体の紹介をすることで、住民周知を図る。

ごみの減量・再資源化に関して市内で活動する様々な団体や同じ志を持った市民の掘り起こしを行い、巻き込み協働しながら、分別の重要性を広めていく。

(3)　多様な主体との連携

施策例

・民間店舗との協力

・民間団体との提携　等

市内店舗と連携を図ることで、分別のし易さを高めることにつなげ、住民にとって日常的な分別意識の向上を図る。そのために、市内店舗でも容器包装廃棄物等を回収できる店舗があれば、市のＨＰ等で周知する。また、行政以外のルートでの収集強化を図ることで、収集量の増加を目指す。

(4)　排出事業者責任の徹底

施策例

・事業系ごみ袋の指定

・事業者への資源の分別の促進

事業者については、専用の指定ごみ袋の導入は行わないが、中身が見えない状態でのごみの持込みを禁ずることで、持込み時の分別の有無の確認を容易にし、違反者からの持込みをなくす。

また、市内事業者に事業系ごみのハンドブックを配布するとともに、地域のごみステーションへの廃棄に対する指導、許可業者からの持込みごみに対する展開検査のさらなる充実などを行い、事業者への啓発を強化し、一般廃棄物への事業系ごみの混入をなくす。

(5) 新施設の検討・構想

施策例

・新施設整備計画の推進

・プラスチックの分別検討等

資源化施設及び中継施設の整備計画を策定する。その計画の中で、現在収集していないプラスチックの分別について検討する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第８条第２項第３号）

環境処理センターの整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック

主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み　（法第８条第２項第４号）

容器包装廃棄物項目			8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール製容器（t）	行政回収		53.5	51.1	48.6	46.2	43.9
	集団回収		40.5	38.7	36.8	35.0	33.2
	店頭回収		10.4	9.9	9.5	9.0	8.5
	小計		104.3	99.8	94.9	90.2	85.7
アルミ製容器（t）	行政回収		45.7	46.3	46.6	46.9	47.2
	集団回収		31.9	32.3	32.6	32.8	33.0
	店頭回収		4.7	4.8	4.8	4.9	4.9
	小計		82.3	83.4	84.0	84.6	85.1
無色ガラス製容器（t）	指定法人引渡量		145.5	141.0	135.9	130.9	126.1
	独自処理量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	小計		145.7	141.2	136.1	131.1	126.3
茶色ガラス製容器（t）	指定法人引渡量		77.0	74.6	71.9	69.3	66.7
	独自処理量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	小計		77.1	74.7	72.0	69.4	66.9
その他ガラス製容器（t）	指定法人引渡量		217.5	210.8	203.2	195.7	188.5
	独自処理量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	小計		217.9	211.2	203.5	196.1	188.9
飲料用紙パック容器（t）	行政回収		4.2	4.2	4.1	4.0	4.0
	集団回収		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	店頭回収		15.3	15.1	14.8	14.6	14.3
	小計		20.3	20.1	19.7	19.4	19.1
段ボール（t）	行政回収		365.0	364.8	362.6	360.2	357.9
	集団回収		652.6	652.2	648.2	644.0	639.8
	店頭回収						
	小計		1,017.6	1,017.0	1,010.9	1,004.2	997.6

その他紙製容器包装（ｔ）	指定法人引渡量						
	独自処理量	行政回収	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0
		集団回収	7.8	7.8	7.8	7.7	7.7
		店頭回収					
	小計		11.9	11.9	11.8	11.7	11.7
ペットボトル（ｔ）	指定法人引渡量		197.4	197.8	197.0	196.2	195.3
	独自処理量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	31.7	31.8	31.7	31.5	31.4
	小計		229.1	229.5	228.7	227.7	226.7
その他プラスチック製容器包装（ｔ）	指定法人引渡量						
	独自処理量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	25.3	25.3	25.2	25.0	24.8
	小計		25.3	25.3	25.2	25.0	24.8
うち白色トレイ	指定法人引渡量						
	独自処理量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	10.5	10.5	10.4	10.3	10.3
	小計		10.5	10.5	10.4	10.3	10.3
			1,931.7	1,914.1	1,886.8	1,859.4	1,832.8

9　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝　直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口は、芦屋市一般廃棄物処理基本計画の推測と合わせている。

令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
92,506	92,199	91,893	91,291	90,689
（対前年度比） 99.7%	（対前年度比） 99.7%	（対前年度比） 99.7%	（対前年度比） 99.3%	（対前年度比） 99.3%

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や集合住宅管理組合等で集団回収を行っている「缶」、「紙パック」、「段ボール」については、引き続き各団体が分別収集を行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集 住民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
	アルミ製容器		市による定期収集 住民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市による定期収集 店頭回収	市 民間業者
	茶色のガラス製容器		市による定期収集 店頭回収	
	その他のガラス製容器		市による定期収集 店頭回収	
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集 住民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集 住民団体による集団回収	市 民間業者
	その他の紙製容器包装	上記以外の紙製容器包装	市による定期収集	市 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 店頭回収	市 民間業者
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	店頭回収	民間業者

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

（法第８条第２項第６号）

「紙パック」、「段ボール」、「その他紙類」は、市が収集し、計量後直接再生資源回収業者に運び、再資源化している。

「缶」、「ビン」、「ペットボトル」は、本市環境処理センターで選別、圧縮・保管している。

選別、圧縮・保管施設は、適切に維持管理を行い、ごみの減量化・再資源化の向上を図るための整備を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

<table>
<tr><th>分別収集する容器包装廃棄物の種類</th><th>収集に係る分別の区分</th><th>収集容器</th><th>収集車</th><th>中間処理</th></tr>
<tr><td>スチール製容器</td><td rowspan="2">缶</td><td rowspan="2">袋</td><td rowspan="5">パッカー車</td><td rowspan="5">環境処理センター（選別、圧縮・保管施設）</td></tr>
<tr><td>アルミ製容器</td></tr>
<tr><td>無色のガラス製容器</td><td rowspan="3">ビ　ン</td><td rowspan="3">袋</td></tr>
<tr><td>茶色のガラス製容器</td></tr>
<tr><td>その他のガラス製容器</td></tr>
<tr><td>飲料用紙製容器</td><td>紙パック</td><td>紐で縛るか、袋</td><td rowspan="3">パッカー車</td><td rowspan="3">環境処理センター
再生資源回収業者</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>段ボール</td><td>紐で縛るか、袋</td></tr>
<tr><td>その他の紙製容器包装</td><td>上記以外の紙製容器包装</td><td>紐で縛るか、袋</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>ペットボトル</td><td>袋</td><td>パッカー車</td><td>環境処理センター</td></tr>
</table>

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、市からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。自主的な地域３Ｒ活動を推進していく。

・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。

・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、３年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

・組成分析の結果をはじめ各種数値をホームページ等で公開する。

・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

上記のとおり「芦屋市分別収集計画」を定める。

芦屋市長　髙島 崚輔